

## 贈収賄・腐敗防止に向けた弊社の取り組み

ビジネスにおける贈収賄・腐敗行為は、正当な商取引を阻害するだけでなく、反社会的勢力の資金源になるなどの弊害も予想され、昨今、世界各国において、贈収賄や腐敗行為に対する規制が強化されております。

当社では、これら贈収賄・腐敗行為防止に対する取り組みの強化を目的として、2021年3月1日、「贈収賄・腐敗行為防止ポリシー」を制定いたしました。

当社は、本ポリシーにおいて、贈収賄・腐敗行為に対しては、「如何なる違反も許さない姿勢」で臨むことを宣言し、腐敗防止の徹底を図っています。

このような取り組みは、当社だけではなく、当社の事業に関係するすべてのビジネスパートナーの皆様のご協力が欠かすことのできない要素となります。

ビジネスパートナーの皆様におかれましては、本ポリシーの趣旨についてご理解を賜るとともに、今後とも当社事業にご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

制定日：2021年3月1日

### 1. 腐敗行為防止法の順守

当社は、米国の連邦海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act / FCPA)、英国の贈収賄防止法(Bribery Act)、及び当社がビジネスを行う全ての国の腐敗行為防止に関する法令、若しくはその他の理由で当社に適用される類似の腐敗行為防止に関する法令など(以下、「腐敗行為防止法」と総称します。)、又は当社の活動に関連するすべての法令を遵守するとともに、これらの法令の改正にも適時適切に対応します。

当社は、あらゆる方法の贈収賄その他の腐敗行為を禁止します。

### 2. 政府機関及び公務員との取引

当社は、腐敗行為防止法以外の、政府機関(海外の政府機関を含み、中央政府又は地方自治体であるかを問いません。)の公務員(みなし公務員を含み、職員、従業員、選挙候補者、政党の職員、貴族、皇室又は王室の家族、政府系組織又は公的機関の職員なども含まれます。)に対する贈収賄や接待に関して適用される全ての法律又は規則、又はその他政府機関との付き合いに関わる全ての法律及び規則を遵守します。

### 3. 当社の取引等

当社は、業務で関与する顧客、ベンダー/サプライヤー/調達先、代理業者、代理人、再委託先、その他当社の業務に関わる全ての取引先(以下、「取引先等」といいます。)についても本ポリシーの上記 1.及び 2.の内容を遵守するよう、適切な対応に努めます。